

内閣参質一八九第六二号

平成二十七年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭 殿

参議院議員糸数慶子君提出名護市辺野古における沖縄防衛局による仮設棧橋設置工事に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出名護市辺野古における沖縄防衛局による仮設栈橋設置工事に関する再質問
に対する答弁書

一について

御指摘の「仮設栈橋」については、普天間飛行場代替施設建設事業（以下「本件事業」という。）における代替施設本体の設計に必要な海底の地質データを取得、確認するためのボーリング地質調査（以下「本件ボーリング調査」という。）のために設置することとしているが、本件ボーリング調査の全てが御指摘の「仮設栈橋」を使用して実施されるものではない。

また、今後の作業の内容やスケジュールについては、これを明らかにした場合、作業を安全に実施できなくなるなど、本件事業の適正な遂行に支障が生じる可能性があることから答弁を差し控える。

二について

御指摘の「仮設栈橋」の規模について、変更はない。

三について

御指摘の「大浦湾内におけるいわゆるフロートを伴う浮標のアンカー」については、先の答弁書（平成

二十七年二月二十四日内閣参質一八九第二九号) 九についてでお答えしたとおりである。また、大浦湾内における「いわゆるフロート」を伴わない浮標のアンカーについては、〇・〇五トンから十五トンまでのものを合計で二十九か所設置している。